

認定申請に関する手続きの流れ

	申請年度の5月1日から7月31日までに申請してください。
	関係書類を添えて、県の窓口（※下の申請・お問い合わせ窓口）へ提出してください。
	県の窓口で受付後、審査手続きを行います。（概ね2週間程度）
	審査結果は、認定通知書又は不認定通知書により申請者の方へ通知します。

報奨金の交付予定時期

報奨金は、申請年度の1月末日までに交付予定です。

申請・お問い合わせ窓口

申請・問合せ窓口	電話番号	管轄する市町村
危機管理政策課 岐阜地域防災係	058-272-1111	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所	0585-23-1111	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所	0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所	0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨県事務所	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、白川村



制度について、詳細は岐阜県HPをご覧ください。

消防団 報奨金 検索



リーフレット作成 岐阜県 危機管理部 消防課 TEL:058-272-1111 FAX:058-278-2549 E-mail:c11193@pref.gifu.lg.jp

過疎地域の消防団員を雇用する企業への報奨金

消防団員雇用貢献企業報奨金制度



県内の消防団員の被雇用者（従業員）の割合は、約8割。



被雇用者が消防団に入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境づくりが必要。

消防団を支えるためには、事業者のみなさまの理解と協力が必要です！

対 象

次の要件の全てを満たし、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金が1億円以下）又は個人が対象となります。

認定要件

- 1 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが、「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること。
- 2 前年度以降、「過疎地域の消防団員」を新たに確保していること。※
※事業所が過疎地域にある必要はありません。過疎地域の消防団員を新たに確保した事業者であれば、その事業所が過疎地域以外にあっても対象となります。
- 3 消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備していること。
- 4 事業税の課税業種であること。

過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定されている地域

○全域（10市町村）

- ・飛騨市
- ・郡上市
- ・下呂市
- ・関ヶ原町
- ・揖斐川町
- ・七宗町
- ・八百津町
- ・白川町
- ・東白川村
- ・白川村

○一部地域（7市）

- ・高山市…旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧上宝村
- ・関市…旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村
- ・中津川市…旧長野県山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村
- ・恵那市…旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町
- ・山県市…旧美山町
- ・本巣市…旧根尾村
- ・海津市…旧平田町

交付単価

①在籍する消防団員※が純増した場合 10万円／人

②在籍する消防団員※に入替があった場合 5万円／人

※消防団員は過疎地域の消防団員に限る

基準日・申請の時期

「対象」で示した1～4の認定要件を、下記の基準日の時点で満たしていることが必要です。

なお、申請時期までに申請されない場合には、その事業年度で、この制度は利用できません。

	基準日	申請時期
法人・個人	4月1日	5月1日から7月31日までに申請

消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力を通じ、地域防災体制の一層の充実が図られることを目的として、市町村長が消防団に協力している事業所等を「消防団協力事業所」として認定する制度です。

総務省消防庁では、地域における消防団活動への一層の理解と協力を得るために、市町村におけるこの制度の導入を推進しています。

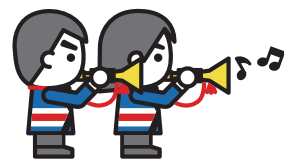
制度については、各市町村へお問い合わせください。

消防団協力事業所表示制度（総務省消防庁ホームページ）

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/policy/cooperation-system/>



消防団協力事業所表示証



知事の認定を受けるための4つの要件 ～申請手続きの前に～



1 県内の事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けている必要があります。

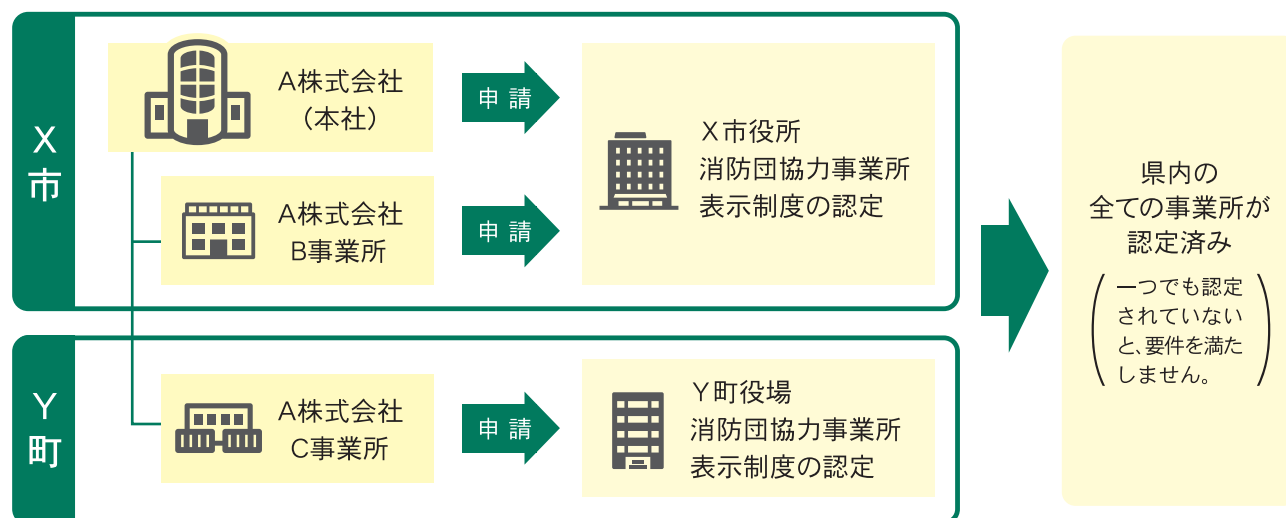
県内の各市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」による、表示証の交付を受けている必要があります。（表示証には有効期間があります。）

表示証の交付を受けるには、各市町村で定める「認定基準」を確認し、その基準を満たした上で、各市町村長へ申請手続きを行ってください。

〈認定基準の例〉

- 1 従業員が消防団員として、相当数入団(複数、○人以上)している事業所等
- 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 3 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等、協力している事業所等
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市町村長が特に優良と認める事業所等

申請手続きの方法等は、事業所が所在する市町村窓口にお問い合わせください。



2 申請年度の前年度の4月2日以降、県内の「過疎地域の消防団員」を被雇用者等として新たに確保していることが必要です。

県内の「過疎地域の消防団員」とは、次の者をいいます。^{※1}

- ①市町村全体が過疎地域に指定されている場合、全ての消防団員。
- ②市町村の一部が過疎地域に指定されている場合、その過疎地域を管轄する地域で活動している消防団員（過疎地域の一部を活動区域とする者を含む）。

「被雇用者等」とは、次の者をいいます。

- ①常時勤務する法人の役員又は事業を行う個人。
- ②雇用している労働者が雇用保険の被保険者となっている者。^{※2、3}

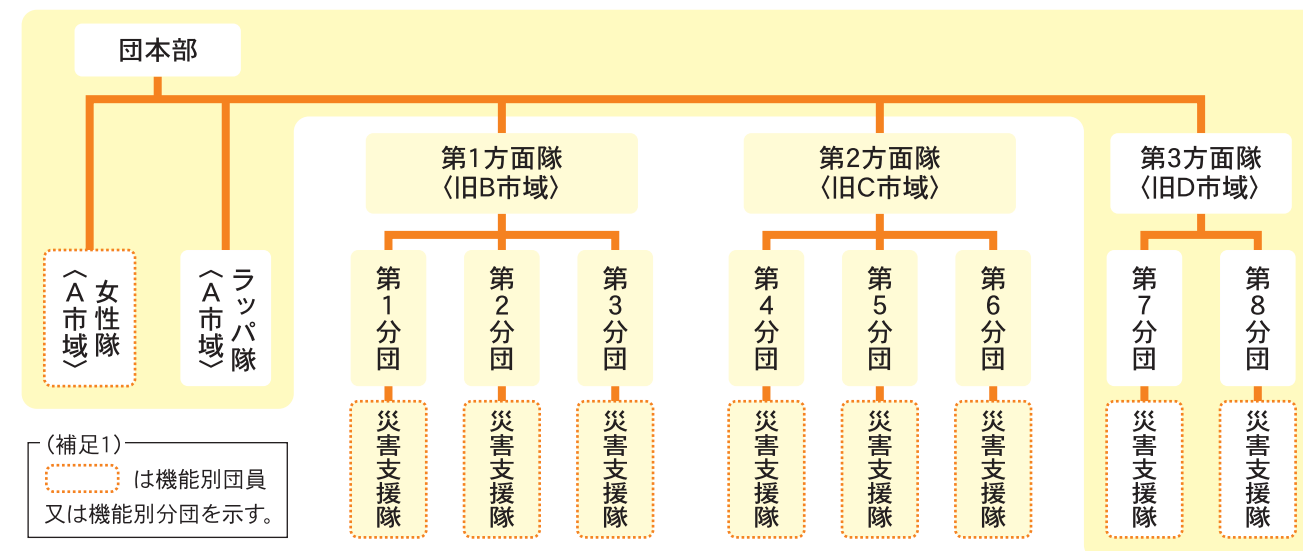
「新たに確保」とは、次のことをいいます。

- ①被雇用者等が、新たに過疎地域の消防団員となった。
- ②過疎地域の消防団員が、新たに被雇用者等となった。

※1 従業員が過疎地域の消防団員であるか否かは、各市町村へご確認ください。
※2 個人事業主における専従者は、雇用保険の被保険者となっていることを要しません。
※3 雇用保険の加入については、ハローワーク（公共職業安定所）へご相談ください。

〈過疎地域の消防団員の例〉

「A市の一部（第3方面隊の管轄地域）のみが過疎地域に指定」されている消防団で対象となる団員



例の場合、次の消防団員が、交付対象の要件を満たす過疎地域の消防団員となります。

- ・ 過疎地域を活動域とする方面隊や分団を構成する団員
…第3方面隊や第7、8分団の団員
- ・ 市町村全域を活動域とする団本部や消防隊を構成する団員
…団本部、女性隊、ラッパ隊の団員

（補足2）
もし、上記の女性隊やラッパ隊が過疎地域を活動域としない場合（例：第1や第2方面隊を活動域とする場合）は、対象外となります。

※この場合、第1、2方面隊の消防団員は報奨金の対象外となります。

！ 過疎地域の消防団員であっても、活動実績がない場合は、この制度は利用できません。

3 消防団員の活動に配慮した就業規則等を整備する必要があります。

各事業所等で定める「就業規則等」に、消防団員の活動に配慮した事項を盛り込み整備する必要があります。

労働契約を結んでいる事業所の場合	家事使用人や同居の親族のみを雇っている場合
労働契約、労働協約、就業規則、 その他事業所内で周知されている規程等	雇用契約、その他事業所内で周知されて いる規程等

〈消防団活動を行うことに配慮した事項の例〉

- 賃金や昇給など、消防団活動を行う際に不利益な取扱いをしない等の配慮をしている。
- 勤務時間中の消防団の出動・訓練等に際し、勤務時間の変更、特別休暇の対象など、労働時間に関する配慮をしている。

4 事業税の課税業種であること

・事業税の課税業種（岐阜県税条例第38条）が交付対象です。ご注意ください。